

議第17号

三島市消防長及び消防署長の資格を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）

第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 法第15条第2項に規定する条例で定める消防長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。
- (3) 市町村の行政事務に従事した者で、前号に規定する職を補佐する職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。

(消防署長の資格)

第3条 法第15条第2項に規定する条例で定める消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格は、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令（消防長が定める職に限る。）以上の階級に1年以上あったものである

こととする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に消防長又は消防署長に任命される者に係る消防長又は消防署長の資格について適用し、同日前に消防長又は消防署長に任命された者に係る消防長又は消防署長の資格については、なお従前の例による。

(三島市消防長の任命資格に関する条例の廃止)

- 3 三島市消防長の任命資格に関する条例（平成21年三島市条例第37号）は、廃止する。

平成26年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士